

# こども相談総室

(八戸児童相談所)

( 85 ~ 93 ページ )

## I 児童相談所の業務

( 86 ~ 92 ページ )

- 1 相談業務
- 2 判定業務
- 3 一時保護の状況

## II 児童相談所の事業

( 93 ページ )

- 1 子ども虐待防止対策
- 2 1歳6か月児・3歳児精神発達  
精密健康診査 事後指導
- 3 市町村児童家庭相談支援

# I 児童相談所の業務

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置されている行政機関であり、児童の福祉を図るとともに、その権利を保護することを目的としています。

原則として、18歳未満の児童に関するあらゆる相談に応じています。

主な業務は次のとおりです。

**(1) 児童の福祉に関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じています。**

保護者の病気や死亡、失踪、出産などにより子どもを家庭で養育できない場合の相談、わがまま、落ち着きがない、いじめや不登校などのしつけや性格・行動面の相談、知的発達の遅れ、肢体不自由、言葉の遅れや自閉傾向への不安などこころやからだの発育相談、家出、盗み、乱暴などの非行相談等児童の福祉に関するあらゆる相談を対象としています。

児童虐待等について地域住民や関係機関からの通告、福祉事務所や家庭裁判所から送致を受けることもあります。

直接来所によるもののほか、電話による相談も受けています。

**(2) 児童及びその家庭について、必要な調査や診断・判定を行っています。**

児童福祉司等による社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護による行動診断等をもとに判定（総合診断）を行い、個々の児童に対する問題解決のための援助指針を立てています。

**(3) 上記の援助指針に基づいて、児童、保護者及び関係者等に対しての指導や施設等への入所措置等を行っています。**

児童福祉司等による家庭訪問又は通所による指導、児童、保護者を通所させて児童心理司等による心理療法やカウンセリング、児童や保護者の同意を得ながら里親委託や児童福祉施設等への入所措置を行っています。

**(4) 児童の一時保護を行っています。**

家出や保護者の病気入院等児童本人や家庭の事情によって他に養育する者がいないとき、虐待や放任等により緊急に保護する必要があるとき、また、具体的な援助指針を定めるための十分な行動観察や生活指導等を行う必要がある場合などに行っています。

中央児童相談所に一時保護所が併設されています。

**(5) 市町村による児童家庭相談への対応について、支援等を行っています。**

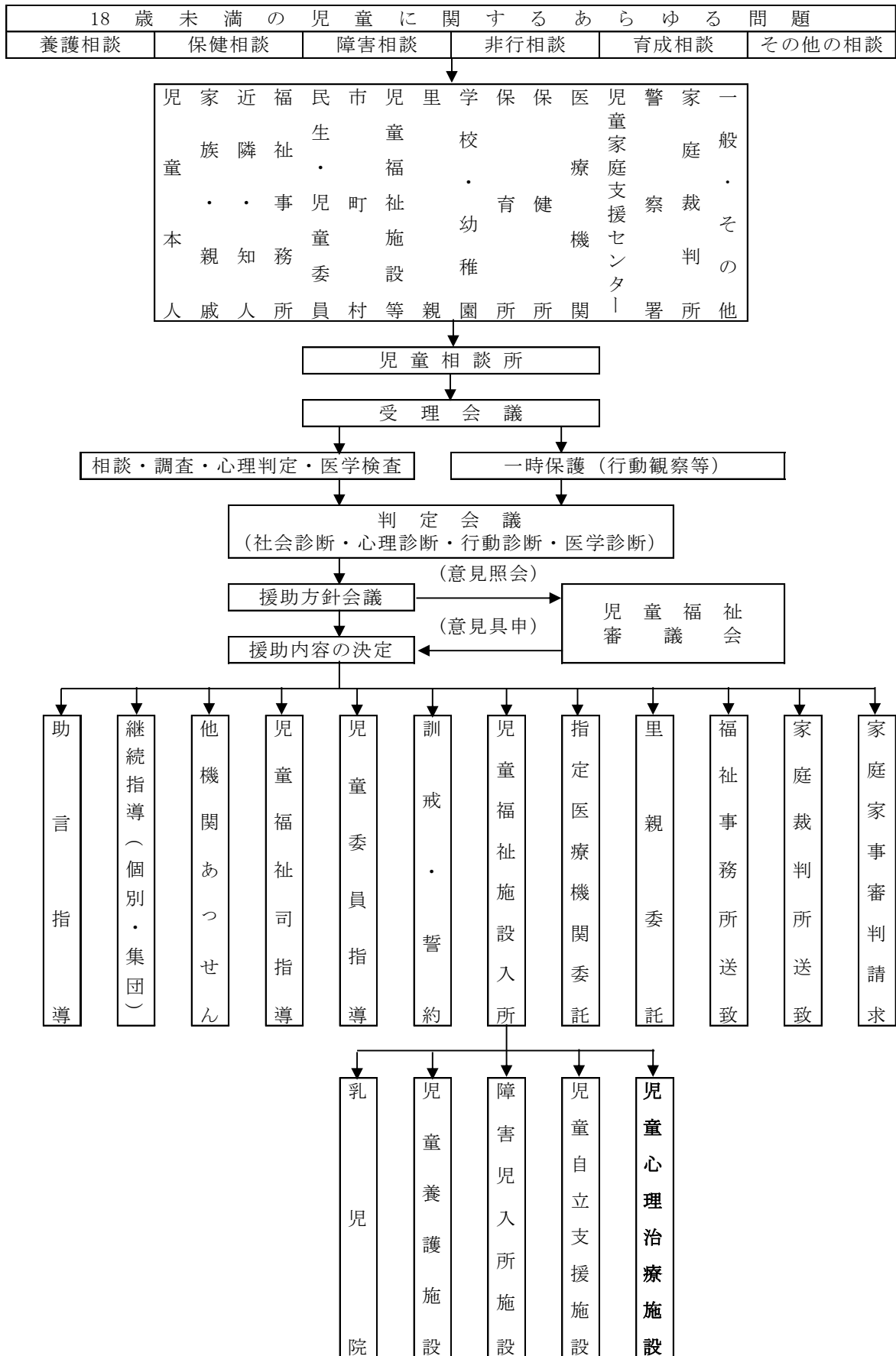
児童福祉法の一部改正に伴い、市町村との役割分担・連携を図りつつ、市町村相互間の連絡調整、市町村が行う児童家庭相談に対する技術的な援助や助言を行っています。

# 1 相談業務

## (1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害の児童に関する相談
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	里親希望に関する相談、夫婦関係等についての相談等、上記のいずれにも該当しない相談	

(2) 相談の流れ



### (3) 相談の状況

平成 29 年度に受け付けた相談の総件数は 1,088 件であり、平成 28 年度の 1,226 件に比べ 138 件減となっている。

養護相談（19 件減）が 460 件で相談件数全体の 42.3%を占め、続いて保健相談（増減なし）が 0 件で 0.0%、知的障害相談（74 件減）、肢体不自由相談（7 件増）等の障害相談は 426 件で 39.2%、ぐ犯行為等（7 件増）、触法行為等（10 件減）の非行相談が 34 件で 3.1%、性格行動（43 件減）、適性（9 件増）等の育成相談が 99 件で 9.1%、その他 69 件で 6.3%となっている。

相談種類別児童受付数

種別 年度	養護	保健	障 害						非 行		育 成				その他	計
	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	
28	479	0	18	0	4	6	451	4	18	19	96	22	18	10	81	1,226
29	460	0	25	0	7	13	377	4	25	9	53	13	27	6	69	1,088

#### ア 養護相談

養護相談に至った主な原因を処理件数で見ると、家庭環境（虐待、経済的理由等）から生じた問題が全体の 84.0%（前年度 97.0%）であり、前年度と比較して減少している。虐待相談については、288 件と前年度に比較して 14 件減少している。

処理については、面接指導が 359 件で 80.0%、児童福祉施設入所が 21 件で 4.7%、その他処理が 63 件で 14.0%、里親委託が 6 件で 1.3%となっている。

養護相談の理由別処理件数

処理	理由別				家庭環境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他		
児童福祉施設入所					12	7	2	21
里親委託					5	1		6
面接指導	1			2	230	62	64	359
その他					41	19	3	63
計	1			2	288	89	69	449

虐待相談を相談種類別にみると身体的虐待が 53 件(18.4%)、性的虐待が 3 件 (1.0%)、心理的虐待 125 件 (43.4%)、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が 107 件(37.2%) となっている。

①虐待相談 年度別・相談種別件数

区分 年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
28	72	4	149	77	302
29	53	3	125	107	288

②虐待相談 年度別・被虐待者児童の年齢・相談種別

区分 年度・年齢		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護者の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
28	計	72	4	149	77	302
	0～3歳未満	8	1	43	21	73
	3歳～学齢前児童	14		39	16	69
	小学生	33		40	14	87
	中学生	10	1	16	22	49
	高校生・その他	7	2	11	4	24
	不詳					
29	計	53	3	125	107	288
	0～3歳未満	6		35	26	67
	3歳～学齢前児童	11		25	19	55
	小学生	16		35	36	87
	中学生	12	1	20	16	49
	高校生・その他	8	2	10	10	30
	不詳					

③虐待相談 年度別・相談経路

区分 年度	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	都道府県等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	市町村	その他	計	虐待者本人(再掲)
28	49	20	40	5	20			8	10	92	48	7	3	302 (0)	21
29	27 (1)	14	38	9	5		5	20	7	91	62	3	7	288 (1)	17

注：( )は電話相談再掲

④虐待相談 年度別・虐待者

区分 年度	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	祖父	祖母	兄弟	義兄弟	親戚	その他	不詳	計	両親(再掲)
28	111	30	157	1	2	1						302	40
29	115	25	143	1						4		288	46

⑤虐待相談 年度別処理件数

区分 年度	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童福祉施設等入所	里親委託	その他	計
28	258	2		11	13	2	16	302 (0)
29	227	2	1	22	12	5	19 (1)	288 (1)

注：( )は電話相談再掲

\*里親制度について

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、いろいろな事情で家庭に恵まれない児童に親がわりとなって家庭を与え、温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

平成20年11月に児童福祉法が改正されたことにより平成21年4月1日から里親は養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4種類となった。

また、養育里親の認定要件のひとつに研修の受講が義務化された。

管内の委託状況は次のとおり。

里親・里子の状況（平成30年3月31日現在）

登録里親数	委託里親	委託里子数
41組	12人	21人

イ 障害相談

障害相談の受付件数426件のうち、知的障害相談が377件（88.5%）と大半を占めており、肢体不自由相談25件（5.9%）、重症心身障害相談13件（3.1%）の順となっている。

ウ 非行相談

非行相談の処理件数は前年度に比べ3件減少している。主な問題行動別にみると、窃盗（7件）、ぐ犯行為等その他（6件）が多い。

なお、通常は複数の問題行動を内包していることが多い。

非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別 処理	ぐ犯行為等相談							触法行為等相談				計	
	暴力	虚言癖	浪費癖	家出・浮浪	自家金銭持出	シンナー等吸引	性的逸脱	その他	窃盗	傷害・恐かつ	放火・弄火		その他
児童福祉施設入所	1												1
面接指導	3			5	4		5	6	4		1	2	30
その他									3				3
計	4			5	4		5	6	7		1	2	34

エ 育成相談

育成相談として受け付けた相談99件のうち、性格行動相談が53件（53.5%）となっている。次いで適性相談27件（27.3%）、不登校相談13件（13.1%）、育児・しつけ6件（6.1%）の順となっている。

## 2 判定業務

平成 29 年度の相談判定件数は 273 件であり、前年度に比べて 18 件減となっている。相談種類別にみると、障害相談が 217 件、養護相談が 26 件、育成相談が 23 件、非行相談が 7 件となっている。

相談別判定件数

種別 年度	養護	保健	障 害					非 行		育 成			その他	計	
	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性		育児・しつけ
28	29						229		3	1	13		16		291
29	26			5			212		5	2	6		17		273

## 3 一時保護の状況

平成 29 年度の一時保護の状況は、児童の実人員で 61 人、このうち一時保護所（中央児童相談所）への入所児童が 25 人（延日数 839 日）、所内一時保護が 2 人（延日数 2 日）となっている。また、一時保護委託が 36 人（延日数 752 日）であり、児童福祉施設や里親等に委託している。

相談種類別の内訳は次の②のとおり。

①一時保護の状況

区分 年度	一時保護所		所内一時保護		一時保護委託		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
28	16	710	4	6	30	430	50	1,146
29	26	855	2	2	36	752	64	1,609

②相談種類別一時保護児童数

区分 年度	養護		保健		障 害		非 行		育成・その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
28	43	988					3	77	4	81	50	1,146
29	57	1,460					2	38	2	95	61	1,593



## II 児童相談所の事業

### 1 子ども虐待防止対策

#### (1) 子ども虐待ホットライン

虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的に子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン（フリーダイヤル）を設置している。

通告者別（相談者別）受付状況

区分 年度	家族	警察	学校	本人	福祉事務所	市町村	近隣	保健所	医療機関	民生委員	子育てメイト	児童施設	親戚	その他	合計
28	2		3				7						4		16
29	5			2			3						2	13	25

#### (2) 青森県カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医師の協力により指導を行っている。

実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言
6	6

#### (3) 被虐待児フォローアップ事業

虐待を受けてきた子ども及び保護者に対して、環境療法的関わりと心理療法的関わりを行うとともに、施設職員（里親含む）に対して、子どもが様々な問題を呈した際に適切に対処するため、技術的支援を目的としたグループワークを実施している。

また、施設入所児童の生活の安定を図り、児童の自立や家庭復帰に向けて効果的な支援を行うため、施設職員との情報交換会を開催している。

	対象ケース数	延実施回数	延参加者数
個別指導	11	46	6
児童福祉施設職員集団指導	3施設	13	48
情報交換会	3施設	9	69

### 2 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が1歳6か月児及び3歳児に対して行っている健康診査の際、精神発達面、言語発達面に何らかの問題点があり、事後指導の必要があるとして市町村からの指導依頼を受け、事後指導を行っている。

平成29年度は0件であった。

#### 1歳6か月児・3歳児精神発達事後指導主訴の状況

区分 年齢	事後 指導数	言葉の 遅れ	発音 異常	吃音	精神発達 の遅れ	落ち着き がない	夜尿・指 しゃぶり	その他
1歳6か月児								
3歳児								

### 3 市町村児童家庭相談支援

#### (1) 要保護児童対策地域協議会への支援

市町村が児童家庭相談の一義的な相談窓口となったため、市町村が開催する代表者会議や個別ケース検討会議への参加等要保護児童対策地域協議会の運営に対する支援を行った。

要保護児童対策地域協議会設置市町村数	会議出席回数		
	代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議
7	7	23	9